

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社別府土建

業者の住所：福岡県朝倉市柿原310

2 指名停止措置期間：令和2年1月20日～令和2年3月1日

3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）

4 事実概要

本件は、株式会社別府土建が、福岡県発注工事において、事実と異なる下請契約額を記載した虚偽の施工体系図等を作成したため、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして令和元年12月13日に福岡県知事より7日間の営業停止処分を受けたものである。

5 指名停止措置理由

当該業者たる株式会社別府土建が建設業法に違反し福岡県知事より営業定処分を受けたことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

従って、本件については、指名停止6週間を適用する。

<指名停止措置要領付表第2>

措 置 要 件	期 間
1～12 省略 (建設業法違反行為)	当該認定をした日から 1月以上9月以内
13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	
14～16 省略	